

年金トピック

No.2017-113
第 35 号

2018 年 1 月 25 日
団体年金事業部

確定拠出年金法政省令等の改正について (2018 年 5 月 1 日施行分)

確定拠出年金法政省令等の改正のうち、2018 年 5 月 1 日施行分について、別添のとおり改正の概要をまとめましたので、ご案内いたします。

以上

確定拠出年金法政省令等の改正について (2018年5月1日施行分)

2018年1月25日
第一生命保険株式会社
団体年金事業部

一生涯のパートナー

第一生命

- 本資料は11月27日に公布された「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」、12月22日に公布された「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」等の内容をまとめたものです。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律(2016年6月3日公布)

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや中小事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

2016年7月1日施行

- 投資教育の企業年金連合会への委託
- 確定給付年金制度(DB)からの脱退一時金相当額の確定拠出年金制度(DC)への移換要件の緩和

2017年1月1日施行

- 個人型DCの加入対象の拡大
- DC制度間での個人別管理資産の持ち運び(ポータビリティ)の変更
- 脱退一時金の支給要件の変更

2018年1月1日施行

- 拠出時期の年単位化
- 拠出限度額の年単位化

2018年5月1日施行

- 『簡易型DC制度』・『個人型DCへの中小事業主掛金納付制度』の創設
- DCからDB等へ年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充
- 継続投資教育の努力義務化
- 運用商品数の上限設定、運用商品除外の手続き緩和
- あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備

2018年5月1日付改正内容の概要

内容	現行	法改正後	参照ページ
1.簡易型DC制度の創設	—	✓ 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等が大幅に緩和された「簡易型DC制度」が創設。	P3
2.中小事業主掛金納付制度の創設	—	✓ 中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする個人型DCへの「中小事業主掛金納付制度」が創設。	P5
3.年金制度間ポータビリティの拡充	✓ DCからDB、中小企業退職金共済制度へのポータビリティは認められていない。	✓ 一定の条件のもと、DCからDB、中小企業退職金共済制度へのポータビリティが可能。	P8
4.継続投資教育の努力義務化	✓ 継続投資教育は「配慮義務」	✓ 継続投資教育は「努力義務」	P11
5.運用商品提供数の上限	✓ 運用商品提供数の上限はなし。	✓ 運用商品提供数の上限は35本。	P12
6.指定運用方法の規定整備	✓ 厚生労働省通知「確定拠出年金について」において、デフォルト商品について規定。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デフォルト商品は廃止。 ✓ 新たに「指定運用方法」を法定化。 ✓ あわせて指定運用方法の「基準」および指定運用方法を適用する「手続」が規定。 	P17
7.その他	—	✓ 企業型年金に係る業務報告書に投資教育の実施状況等の項目が追加。	P20

1.「簡易型DC制度」の創設

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等が大幅に緩和された「簡易型DC制度」(簡易企業型年金)が創設されます。

➤ 簡易型DC制度の設立の条件

以下の全ての条件を満たす場合に、設立が可能です。

条件①

実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者が、企業型年金加入者の資格を有すること。

条件②

企業型年金加入者の資格を有する者の数が100人以下であること。

➤ 簡易型DC制度の特徴

- ・以下のとおり、制度導入時・変更時に必要な書類が簡素化されます。
- ・ただし、事業主掛金の額は全加入者について定額となります。

項目	内容
規約の承認申請時の添付書類の省略	<p><u>次の書類の省略が可能。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業型年金加入者となることに一定の資格を定める場合の当該確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類 ②運営管理機関業務の委託に係る契約書 ③資産管理契約の契約書 ④適用事業所における労働協約・就業規則 ⑤運営管理機関の選任の理由についての書類

(次ページに続きます。)

1.「簡易型DC制度」の創設

➤ 簡易型DC制度の特徴(続き)

項目	内容
規約の変更にあたって <u>届出で対応可能なケース</u>	<p>通常の企業型年金の場合に加え、<u>以下の事項の変更についても届出で対応可。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託した運営管理機関の行う業務 ②運営管理業務の委託契約に関する事項 ③資産管理契約に関する事項 ④事業主掛金の納付に関する事項 ⑤加入者掛金の納付に関する事項
規約の変更にあたって <u>労働組合等(※)の同意が不要なケース</u>	<p>通常の企業型年金の場合に加え、<u>以下の事項の変更についても労働組合等の同意は不要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業年度に関する事項 ②条項の移動等、規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項
掛金	事業主掛金の額は定額
運用商品提供数	運用商品提供数の下限は2(通常の企業型年金は3)

※第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数を代表する者をいいます。以下、本資料において同じ。

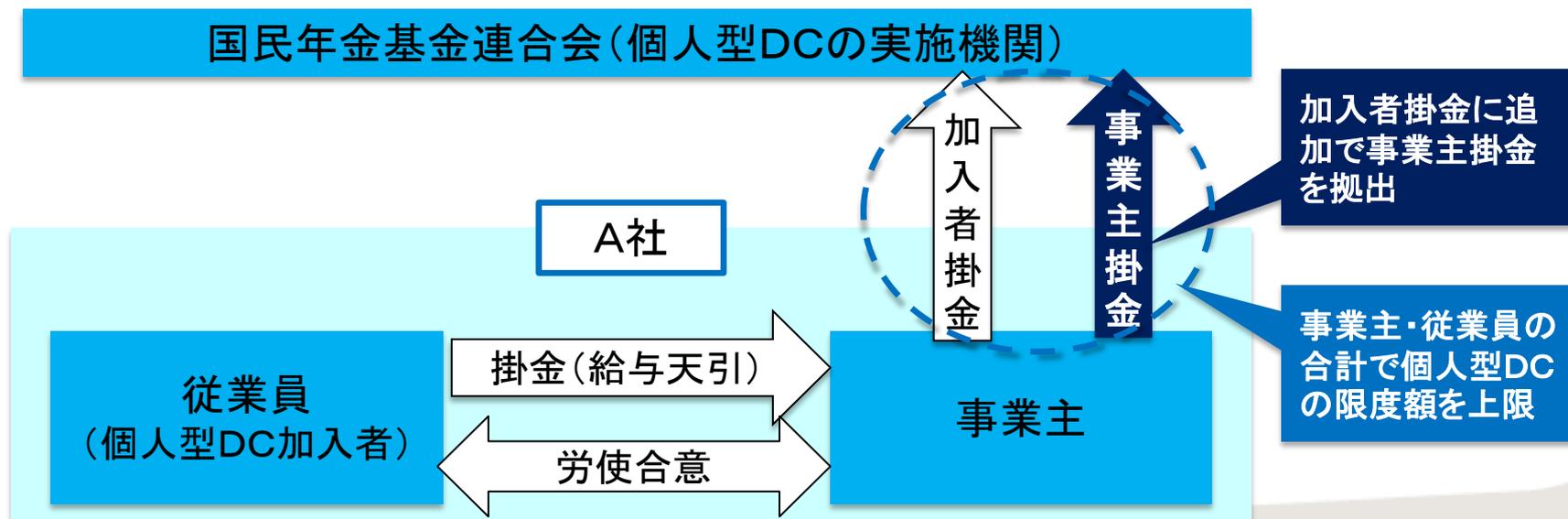
2.「中小事業主掛金納付制度」の創設

中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする個人型DCへの「中小事業主掛金納付制度」が創設されます。

中小事業主の定義

企業型年金(DC)及び確定給付企業年金(DB)を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が100人以下のもの。

個人型DCへの中小事業主掛金納付制度のイメージ



2.「中小事業主掛金納付制度」の創設

➤ 中小事業主掛金納付制度の概要

項目	内容
制度導入の手續	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合等の同意が必要。 ・あらかじめ、以下の事項を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない(※1)。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業主の名称・住所 ②中小事業主掛金の拠出を開始する年月 ③拠出対象者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 ④中小事業主掛金の額 ⑤拠出対象者について一定の資格を定める場合にあっては、その拠出の対象となる者の範囲 ⑥上記のほか、個人型年金規約で定める事項 <p>※1 届出事項を変更する場合や、拠出しないこととなった場合にも所定の届出が必要。</p>
拠出の対象者	<p>拠出の対象となる者について、一定の資格を定めることは可能。 (この場合、一定の資格を定めることについて労働組合等の同意が必要。)</p>
中小事業主掛金の要件	<p>次の要件を満たすことが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中小事業主掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。 ②中小事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。 ③中小事業主掛金の額は個人型掛金拠出単位期間(12月から翌年11月までの12ヶ月間)につき1回に限り変更することができるものであること(※2)。 ④あらかじめその拠出の対象とする者の同意を得ていること。 <p>※2 以下の変更については「1回の変更」にカウントしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他の理由によって掛金額をゼロに変更すること ・上記理由が止んだことにより掛金額を元に戻すこと

(次ページに続きます。)

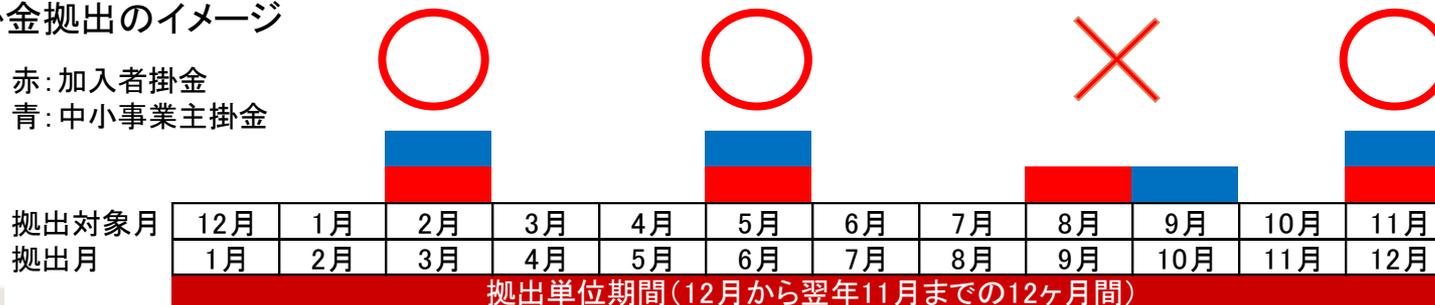
2.「中小事業主掛金納付制度」の創設

➤ 中小事業主掛金納付制度の概要(続き)

項目	内容						
中小事業主掛金の拠出時期	個人型年金加入者掛金の拠出月について、中小事業主掛金の拠出が可能。						
中小事業主掛金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業主が決定・変更する。 ・中小事業主掛金の額を決定・変更し、また拠出しないこととする場合は、労働組合等の同意が必要。 ・中小事業主掛金の額を決定・変更し、また拠出しないこととする場合は、以下の事項をすみやかに拠出対象者に通知することが必要。 						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>額を決定する場合</th> <th>額を変更する場合</th> <th>拠出しないこととなった場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の拠出を開始する年月 ② 中小事業主掛金の額 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の額の変更年月日 ② 変更前後の中小事業主掛金の額 ③ 変更の理由 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日 ② 拠出しないこととなった理由 </td> </tr> </tbody> </table>	額を決定する場合	額を変更する場合	拠出しないこととなった場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の拠出を開始する年月 ② 中小事業主掛金の額 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の額の変更年月日 ② 変更前後の中小事業主掛金の額 ③ 変更の理由 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日 ② 拠出しないこととなった理由
	額を決定する場合	額を変更する場合	拠出しないこととなった場合				
<ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の拠出を開始する年月 ② 中小事業主掛金の額 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の額の変更年月日 ② 変更前後の中小事業主掛金の額 ③ 変更の理由 	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日 ② 拠出しないこととなった理由 					
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が拠出する掛金と中小事業主掛金の合計額が個人型加入者掛金の上限の範囲内であることが必要。 							

掛金拠出のイメージ

赤: 加入者掛金
青: 中小事業主掛金



3.ポータビリティの拡充

現行は認められていないDCからDB、中小企業退職金共済制度(以下、本資料において「中退共」といいます。)へのポータビリティが、一定の条件のもと、可能になります。

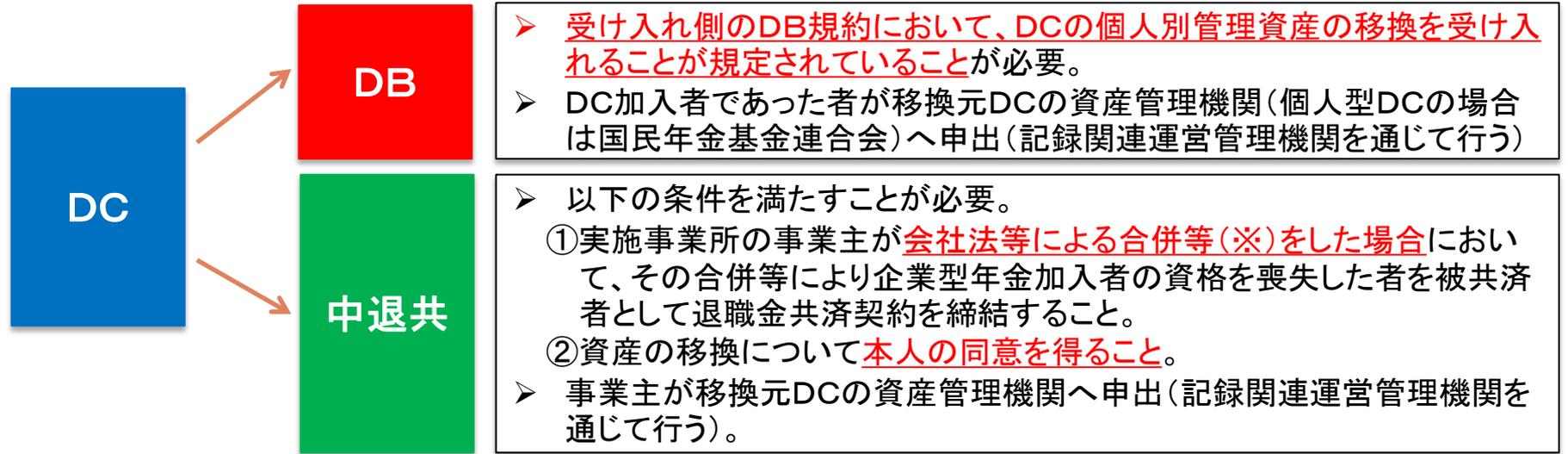
ポータビリティ拡充のイメージ

		移換先の制度			
		DB	企業型DC	個人型DC	中退共
移換元の制度	DB	○	○	○	×→○ ※2
	企業型DC	×→○	○	○	×→○ ※2
	個人型DC	×→○	○	—	×
	中退共	○※1→○ ※1※2	○※1→○ ※1※2	×	○

※1 中小企業でなくなった場合に可能 ※2 合併等の場合に可能

3.ポータビリティの拡充

(1)制度間ポータビリティの拡充



➤ 受け入れ側のDB規約において、DCの個人別管理資産の移換を受け入れることが規定されていることが必要。

➤ DC加入者であった者が移換元DCの資産管理機関（個人型DCの場合は国民年金基金連合会）へ申出（記録関連運営管理機関を通じて行う）

➤ 以下の条件を満たすことが必要。

①実施事業所の事業主が会社法等による合併等(※)をした場合において、その合併等により企業型年金加入者の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結すること。

②資産の移換について本人の同意を得ること。

➤ 事業主が移換元DCの資産管理機関へ申出（記録関連運営管理機関を通じて行う）。

※DCから中退共へのポータビリティにおける「会社法等による合併等」（2018年5月1日以後の合併等が対象）

1. DC実施事業所の事業主が中退共の契約者（共済契約者）でない場合	2. DC実施事業所が共済契約者である場合
共済契約者との以下の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・DC実施事業所の事業主ではない共済契約者 ・共済契約者でない実施事業所の事業主との以下の行為
<ul style="list-style-type: none"> ①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割により、DC実施事業所の事業主の事業の全部または一部を相手方に承継させること。 ④吸収分割により、DC実施事業所が相手方の事業の全部または一部を承継すること。 ⑤新設分割 ⑥事業譲渡（企業型年金加入者・被共済者の労働契約が承継される場合に限る。） 	

3.ポータビリティの拡充

(2)DC間ポータビリティの改正

申出による移換が行われなかった場合の自動移換について、対象となるケースが以下のとおり追加されました。

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・企業型DCの加入資格喪失月の翌月から6ヶ月以内(※1)又は終了月の翌月から6ヶ月以内に、個人別管理資産が他のDCへ移換されていない場合、国民年金基金連合会へ自動移換 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型DCの加入資格喪失月の翌月から6ヶ月以内(※1)又は終了月の翌月から6ヶ月以内に、個人別管理資産が他のDC・<u>DB・中退共</u>へ移換されていない場合、国民年金基金連合会へ自動移換 ・<u>企業型DC(A)の加入資格喪失後、別の企業型DC(B)の加入資格を取得した場合において、企業型DC(A)の加入資格喪失月の翌月から6ヶ月以内に他のDCへ移換されていない場合、企業型DC(B)へ自動移換※2</u>

※1当該企業型DCの運用指図者を除く。

※2障害給付金の受給権を有する場合は除く。

4. 継続投資教育の努力義務化

現行「配慮義務」となっている企業型DC加入者等への継続投資教育について、努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促すこととされています。

配慮義務



努力義務

現行	改正後
<p>(事業主の責務)</p> <p>第22条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第25条第1項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第25条第1項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。</p>	<p>(事業主の責務)</p> <p>第22条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第25条第1項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第25条第1項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。</p>

5.運用商品提供数の上限

- ・運用商品提供数の上限について、現行は法令上の定めはありませんが、あらたに「35本」という上限が設けられます。
- ・上限の設定とあわせ、「運用商品の数え方」が整理された他、運用商品の除外について、除外要件が緩和されます。

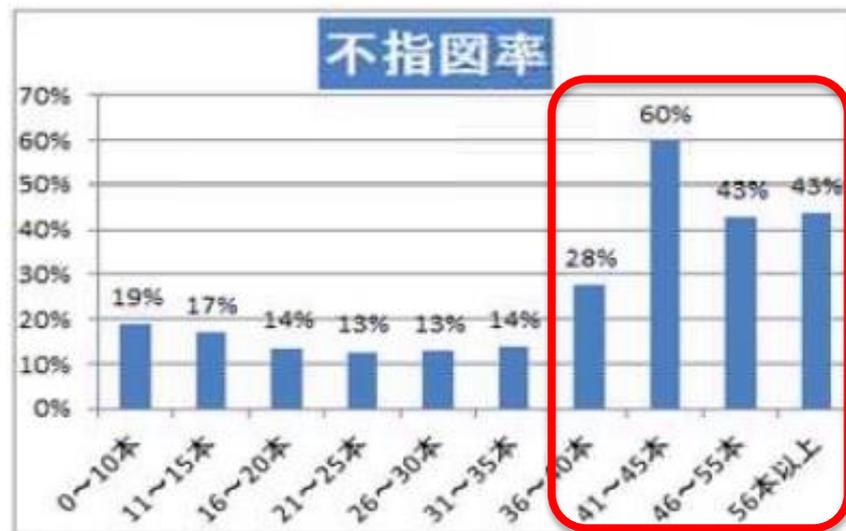
(1)運用商品提供数の上限

- ・下表のとおり、運用商品提供数が36本以上となる場合、不指図率が増加することから、運用商品提供数の上限が35本と設定されました。

専門委員会の主な意見

- ・提供本数が多いほど選びにくく、運営管理機関等においても説明ができないので提供本数を絞るべき。
- ・加入者の選択へのニーズや退職給付という性格にかんがみ、各労使による決定を尊重する必要。
- ・商品の種類特性を踏まえ、質の高い必要最小限の商品が提供されれば十分。

商品本数と不指図率の相関※



※「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書」より抜粋

5.運用商品提供数の上限

(2)運用商品の数え方

・運用商品の種類に応じて、下表のとおり数え方が施行令に明記されました。以下、主な部分を記載いたします。

運用商品の種類	数え方の基準
預貯金	①預貯金の預入の相手方、②預貯金の種類、③預け入れ期間
信託会社等への信託	<p>【ターゲット・イヤーファンド以外】</p> <p>①信託契約の相手方、②信託財産の管理または処分の方法、③信託契約の期間</p> <p>【ターゲット・イヤーファンド】</p> <p>①信託契約の相手方、②信託財産の管理または処分の方法(ターゲット・イヤーの相違に応じて異なることが合理的な事項は除く)</p> <p>➡ ターゲット・イヤーファンドはターゲット・イヤーが異なる複数の商品を1本とカウント可。</p> <p>ターゲット・イヤーファンドのイメージ</p>  <p>▲ 入社 ▲ 退職</p>

(次ページに続きます。)

5.運用商品提供数の上限

(2)運用商品の数え方(続き)

運用商品の種類	数え方の基準
有価証券	<p>【国債・地方債・政府保証債、貸付信託の受益証券等】 ①発行者、②種類、③取得日から償還日までの期間</p> <p>【投資信託(公社債投資信託、ターゲット・イヤーファンド、証券投資信託を除く)】 ・国際標準化機構の規格に従って定められたコード(以下、「国際証券コード」)</p> <p>【公社債投資信託】 ・各月に対応する12の受益証券を1つの取引単位とする場合 ①委託者、②資産運用の基本方針 ・上記以外の場合 国際証券コード</p> <p>【投資信託(ターゲット・イヤーファンド)】 ①委託者、②資産運用の基本方針(ターゲット・イヤーの相違に応じて異なることが合理的な事項は除く)</p> <p>【証券投資信託】 国際証券コード</p>

(次ページに続きます。)

5.運用商品提供数の上限

(2)運用商品の数え方(続き)

運用商品の種類	数え方の基準
有価証券	<p>【社債券】 ①発行者、②種類、③取得日から償還日までの期間</p> <p>【株券】 国際証券コード</p>
生命保険	<p>【一般勘定】 ①保険契約の相手方、②普通保険約款、③予定利率が継続して適用される期間、④元本保証の有無</p> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p> 生命保険会社が提供するGIC保険は、予定利率の保証期間の別に応じてカウント (例:5年保証期間GICと10年保証期間GICは2本とカウント)</p> </div> <p>【特別勘定】 ①保険契約の相手方、②普通保険約款、③普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類および構成</p>
損害保険	<p>【一般勘定】 ①保険契約の相手方、②普通保険約款、③予定利率が継続して適用される期間、④元本保証の有無</p> <p>【特別勘定】 ①保険契約の相手方、②普通保険約款、③普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類および構成</p>

5.運用商品提供数の上限

(3)運用商品の除外手続

運用商品提供数の上限が定められることを踏まえ、運用商品の除外を現実的に行えるよう、以下のとおり除外手続が緩和されます。

	現行	改正後
除外要件	除外商品で運用している者の <u>全員の同意</u> が必要	除外商品で運用している者の <u>3分の2以上の同意</u> が必要
除外手続	除外商品で運用している者から <u>同意する旨の意思表示を受けることが必要</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・除外運用指図者に同意を得るための通知を実施。 ・通知を実施した日から3週間以上、規約で定める期間内に<u>同意・不同意の意思表示がない場合、同意したとみなすことが可能。</u> ※同意したとみなす旨を上記通知に記載要

◆改正法施行前の掛金の取扱い

- ・改正法の施行前の掛金に係る運用商品の除外については、現行のルールに拠る旨が改正法附則第4条第2項に規定されています(つまり、除外に全員同意が必要)。
- ・そのため、改正法施行後に3分の2以上、全員未満の同意で運用商品が除外された場合、取扱いは以下のとおりとなります。

- ①法施行前の掛金に係る部分は除外対象外(除外商品で運用を継続)
- ②法施行後～除外までの掛金に係る部分は除外対象(別商品へスイッチング)
- ③除外以降の掛金は除外商品に投入不可

6. 指定運用方法の規定整備

加入者の運用指図権を保護し、加入者が自ら運用指図を行うことを促す観点で、現在のデフォルト商品を廃止し、丁寧な手続き規定を必要とする「指定運用方法」が導入されます。

区分	内容	対象
現行のデフォルト商品	加入者が商品選択を行わない場合、掛金入金後、すぐにデフォルト商品を購入	—
指定運用方法	加入者が商品選択を行わない場合、入金された掛金を一旦現金相当の資産として管理、運営管理機関等からの通知後、一定期間経過した場合にはじめて指定運用商品を購入	2018年5月1日以降の新規加入者から適用(※)

未選択者の運用開始までの流れ(イメージ)

<現行:デフォルト商品>



<法改正後:指定運用方法>



※ 改正法施行前(2018年4月30日まで)にデフォルト商品により運用されている者(運用指図をしていない者)は、当該デフォルト商品を選択している(運用指図を行っている)とみなされるため、指定運用方法の対象とはなりません。指定運用方法の適用対象は施行日(2018年5月1日)以降に加入した者となります。

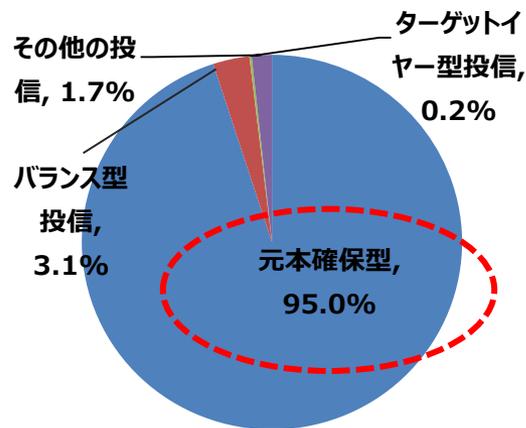
6. 指定運用方法の規定整備

〔専門委員会の見解〕

指定運用方法について丁寧な手続規定を設けた上で、その適用にあたり加入者が指図したものとみなすものと法律に位置づけるとともに、物価変動リスクを例示し、指定運用方法において分散投資効果に資する商品が選定されうることを示すなどの法改正を行った。これにより、指定運用方法において分散投資効果が期待できる商品設定を促すことが期待される。

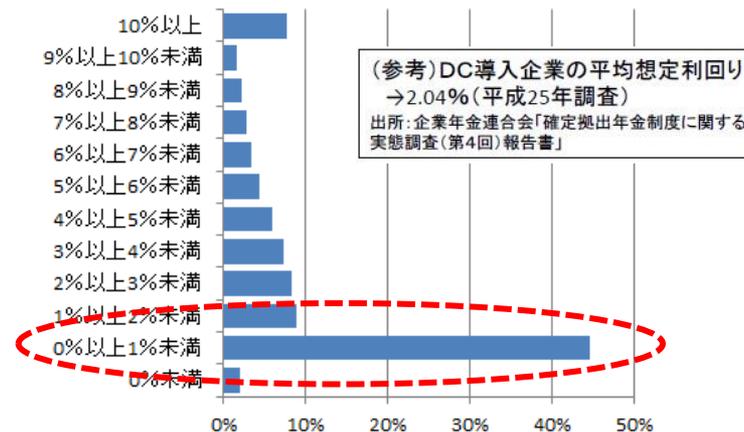
【参考】

1. デフォルト商品内容(現状)



※2016年3月末時点
(出所)2017.5.10DC専門委員会 資料2 P.10改

2. DC運用利回りの分布



※2014年3月末時点
(出所)厚生労働省 第13回社会保障審議会企業年金部会
資料1 P.13改

6. 指定運用方法の規定整備

改正DC法(※)では、「長期的な観点」、「物価その他の経済事情の変動により生じる損失」、「収益の確保」といった指定運用方法のあり方が定性的に示されており、これを受け、省令で以下のとおり規定されました。

※改正DC法第23条の2第2項

指定運用方法は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない

<指定運用方法の基準(改正DC法施行規則第19条)>

第19条 法第23条の2第2項の厚生労働省令で定める基準は、高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 運用の方法に係る物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。
- 二 当該運用の方法による運用から生ずると見込まれる収益(当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したものをいう。)について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。
- 三 第一号の損失の可能性が、前号の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。
- 四 当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、第二号の見込まれる収益に照らし、過大でないこと(※)。

※ 期待される収益の水準は多様であり、またその際に、信託報酬等の手数料によっては、収益の確保が図られない可能性がある。

<指定運用方法の選定過程(改正DC法施行規則第19条の2)>

(指定運用方法の選定過程)

第19条の2 法第23条の2の規定に基づき企業型運用関連運営管理機関が指定運用方法を選定しようとする場合にあっては、企業型運用関連運営管理機関は、事業主に対し、指定運用方法の選定に際して必要な情報の提供を求めることができる。

2 事業主は、前項の場合において、指定運用方法の選定に際して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

「企業型年金に係る業務報告書」の様式の変更

- ・事業主が事業年度ごとに提出する「企業型年金に係る業務報告書」について、様式が改正されました。主な改正内容は下表のとおりです。
- ・様式改正は、2018年5月1日以後に終了する事業年度に係る報告書から適用されます。

追加項目	内容
1. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況 (投資教育の実施状況)	投資教育の実施状況について、以下の内容を報告。 ①加入時の投資教育の実施有無 ②継続投資教育の実施有無 ③継続投資教育の実施の頻度
2. 運用の方法の数 (採用した運用商品の数)	運用商品の数について、以下の内容を報告。 ①事業年度末時点の数 ②改正法施行日(2018年5月1日)時点の数
3. 指定運用方法の選定状況	指定運用方法について、以下の内容を報告。 ①指定運用方法の採用の有無 (採用している場合) ②指定運用方法の名称 ③指定運用方法の「運用の方法」の種類 ④指定運用方法を選定した年度 ⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数